

よし！イ、ゴンしよつ

奥本雅史

はじめに

「イゴン」ってなに? これのことです。

遺言

漢字で書くといきなりコワくなりますね。

「ダマされた」「もうイヤだ」と本を閉じる前に、あともうちょっとだけ見ていてください。
ひょっとしたら、少しはオモシロい話もあるかもしれません。

どうして『イゴン』と書のじょつか普通は『ゆいぐん』と読みますよね。

多くの人は『ゆいぐん』に暗いイメージを持つていると思います。【遺言】という文字からして『最後に遺す（のこす）言葉』ですから、ついつい自分の死をイメージして、縁起が悪い事を想像してしまいかちです。

でも、『イゴン』は縁起が悪いものでも、最後の言葉でもありません。『イゴン』というのは法律用語で、法律家の間では『ゆいぐん』と『イゴン』は使い分けています。

『ゆいぐん』は自由に好きなことを言ってかまいませんが、『イゴン』には細かい決まりがあります。また『ゆいぐん』に法的な力はありません

んが、『イゴン』には強力な法的拘束力があります。『ゆいごん』は最後に言い残すのでやり直しがききませんが、『イゴン』は何度でも書き直すことができます。

『イゴン』は怖くない。

『イゴン』はあつたかくて、もっと優しいものです。

この本は、専門家としてではなく“身近な人”として、あなたに『イゴン』のことを伝えようと書いた本です。

できるだけむずかしいことは書かないでおこうと思っていますので、コーヒーでも飲みながら気軽に読んでみてください。

できれば『イゴン』という名前だけでも覚えて帰つてもらえれば、と

つてもうれしいです。

— もくじ —

- I そもそも『イゴン』ってなに？
- II 『イゴン』って、どんな人がするの？
- III どんな『イゴン』があるの？
- IV 『イゴン』の中身を考えよう
- V 書く前にやつておく「たつた3つの準備」

- VI 実際に『イゴン』を書いてみよう
- VII 親と『イゴン』について話すには
- VIII 『イゴン』のメンテナンスと保管
- IX 『イゴン』は“愛の行為”です
- X 巻末付録【家族にシェアするテンプレ集】

I そもそも『イゴン』ってなに？

『ゆいごん』と『イゴン』の違い

終活という言葉の広がりとともに、遺言も最近よく聞くようになった気がします。

一般的には遺言は『ゆいごん』と読ますが、法律の専門家の間では『イゴン』と読んで区別しています。（※お客さんと話すときは『イゴン』では通じないので『ゆいごん』と書っています）

『ゆいごん』と聞くと、どうしても「最後に、お前たちに、言っておきたいことがある、、、よく聞いてくれ、」というシーンを思い浮かべてしましますよね。

ですが、『イゴン』と読むときは、こんなイメージとはまったく異な

るものになります。

『イ「ゴン』』というのは、【自分が死んだときに、どうしてもらいたいか】を書き記しておくもの】です。書き記しておくもの、というのがまさに。ポイントで、録音した音声や、ビデオや動画などでは一切効果がありません。

その点『やい』ん』は自由で、動画でも音声データでも、なんなら口頭で伝えるだけでもまったく構いませんが、法的にはなんの力もないので、受け取った側もべつにそれを守らなくていい、という問題点があります。

ところが『イ「ゴン』』の方は、こまかくこまかく規則が決められていて、その代わりに強力な「法的拘束力」が発生するので、原則受け取った

側はその『イゴン』の内容に従わなければなりません。

『ゆいごん』は思いを語るだけで終わりですが、『イゴン』は【自分が死んだ後に実現したいこと】をそのまま実現するためのツールということなんです。

『イゴン』は何歳から？

『イゴン』は15歳からすることができます。

意外と早いですね。『イゴン』は「まかく規則が決められている」と言いましたが、どんな事項について法的な力が発生するのかまで、きちんと決められているので、書いたことがなんでも思い通りになるというわけではありません。

『イゴン』で実現したい主な目的といえば、ほぼ「財産をどう分けるか」になるので、そんな早いうちから『イゴン』をしたい人がいるかどうかは分かりませんが、15歳から死ぬ直前までのあいだ『イゴン』をすることは可能だということです。

死ぬ直前まで可能というのは本当なんですが、できれば70歳までには書いておいた方がいいですよ。

なぜって？

『イゴン』をするのは結構な重労働だからなんです。

簡単にできる? むずかしい? 《実情と誤解》

『イゴン』は簡単じゃないと思ひます。

もちろん、『イゴン』を自分で作るための本は山ほど出ていますし、ネットで遺言書のテンプレートを拾つてくる事もできるので、『自分で作ることは不可能ではないと思つています。

でも『イゴン』作成のためには、まず相続の知識が必要であり、いつも相続や『イゴン』に関する情報をアップデートしている法律の専門家であつても、見落としやミスを起こしてしまった可能性があるのが実情です。

『イゴン』は重労働だと思いましたが、まず遺言書を書き始めるまで

の準備の段階がひと苦労です。

僕らがお客様の話を聞きながら『イ、ゴン』を作っていくときも、家族関係や財産のことなど、かなり深いところまで聞いていかないと『イ、ゴン』の案を作ることはできません。

専門家の力を借りずに『イ、ゴン』を作ることは、無理ではないですが、助言を受けるのが望ましいと僕は思います。

「やっぱり難しそうだし、やめておこう、、、」と思われた方、それでもやっぱり作るべき理由があります。

そして実際に『イ、ゴン』に落とし込む作業はたいへんですが、作るた

めの準備段階にやるべき」とは、意外とシンプルだったりもします。「これについては、また後半の【V】でお話ししたいと思います。

II 『イゴン』って、どんな人がするの？

【質問】『イゴン』ってどんな人がするの？

【答え】国民全員です。



そんなことを言われても自分には「ピンと」ないって思うかもしけませんが、『イゴン』って全国民に関係があることなんです。本当に。

『イゴン』のもつとも優れたところは、死後、財産を受け取る側の話し合いを待たずに、『イゴン』の内容どおりに財産を分け与えていくことができるという点です。（ちょっととしたコツはあります、それはこの章の最後で）

財産を受け取る側の話し合い、たとえば親が亡くなつた後で仲の悪い兄弟同士が話し合わなければならぬ、とか、子どもが産まれた後で離婚してまた別の人と再婚し、その人との間にできた子どもと前の人との間にできた子どもも同士が話し合わなければいけない、とか、そういうことはそんなに珍しくはないと思います。

こう考えると、『イゴン』は自分のため（自分が財産をどのように分け与えたいかを決める）にするものではなく、自分の大切な人達を守るためにやっておくべきものだという事に気づいてもらえるでしょう。

たとえ独身であっても、自分がもしもの時に両親や祖父母がすでに亡くなっていたら、財産は兄弟姉妹が受け継ぐことになります。

『イゴン』がなければ自動的に相続人へと受け継がれてしまうのが相続の基本システムなので、独り身ならなおさら自分で財産やその他のことをしっかりと決めておく事が大事になってしまいます。

こんな風に、未婚既婚、子どものありなしなどに関わらず、全国民にとって関係があるのが『イゴン』なんです。

よくある“勘違い”と“後悔”の例

相続のことを少しだけお話ししておきます。

よく聞く「相続放棄」という言葉ですが、何もしなければさつきも言ったように自動的に財産は相続されます。（借金などの負の財産も含め）

相続放棄をするには「ワタシ放棄します！」と口頭で言うだけでは効果がなく、亡くなつてから3ヶ月以内に家庭裁判所へ相続放棄の申述をする必要があります。これを怠ると、思わぬ借金を背負うことになりかねないので注意しましょう。

それから先に書いた『イゴン』の内容どおりに財産を分け与えていくためのコツですが、『イゴン』内で遺言執行者（いごんしつこうしや）を指定しておく、ということが大事です。

これを指定しておかないと、結局相続人全員の同意を得ないと（つまり全員にハンコを押してもらわないと）、不動産などの名義を変えたりすることができないので、じゅうぶん気をつけましょう。

遺言執行者の指定忘れは、自分ひとりで『イゴン』を作成したときに結構やりがちなので、よくよく注意してくださいね。

III どんな『イゴン』があるの？

『イゴン』には【特別方式】と【普通方式】があります。特別方式というのは、病氣で入院している時や船で遭難しかけている時など、特別なケースで認められるものです。

通常は普通方式で作成されるものなので、ここでは普通方式の4つの方式について見てみましょう。

そろそろ難しくってやんなつてきたなと思う頃だと思いますので、これは料理本のレシピっぽいページ構成で、ざつくりと説明しますね。

では、どうぞ！

公正証書 遺言 こうせいしょうしょイゴン



材料（準備するもの）



- ・本人
- ・公証人
- ・証人（2名）
- ・本人確認書類

・実印



作り方

- ①公証役場に電話して予約を取る。
- ②当日、証人2名と共に公証役場へ行く。
- ③公証人の前で遺言の内容を確認する。
- ④本人、証人、公証人が署名捺印する。



ポイント

本人が150歳になるまで保存される。
安全で確実だけど費用は高い。



自筆証書 遺言 じひつしょうしょイゴン

材料（準備するもの）



・紙

・ペン

・印鑑

・封筒



作り方

①どの財産を、誰に渡したいのか

を決める。

②全文を自筆で書く。

③日付けを記入し、署名捺印をする。



* ポイント *

一番簡単だけど、すべて自分で書くのが
けっこうタイヘン。

秘密証書 遺言 ひみつしょうしょイゴン



材料（準備するもの）



- ・作成した遺言書
- ・本人
- ・公証人
- ・証人（2名）
- ・本人確認書類



作り方

- ①遺言書を作成し封筒に入れる。
- ②遺言書に押したのと同じ印鑑を封筒に押す。
- ③公証人の前で証人と一緒に、封がされていることを確認し、封紙に署名捺印する。



* ポイント *

遺言書の内容を公証人や証人に知られない。
署名以外はワープロで作成してもよい。

自筆証書遺言書 保管制度

じひつしょうしょイゴンしょほかんせいど

材料（準備するもの）



- ・ A4の紙に自筆した遺言書
- ・ 申請書
- ・ 添付書類
- ・ 本人確認書類
- ・ 手数料 3900 円



作り方

- ①A4の紙に全文自筆で遺言を書く。
- ②法務局に予約をする。
- ③本人が窓口に行き手続きをする。



* ポイント *

安全・確実・安価だが、遺言書の内容について自己責任。用紙の余白にも注意。

見ていただいたように、普通方式は【公正証書イゴン】【自筆証書イゴン】【秘密証書イゴン】【自筆証書イゴン書 保管制度】の4つです。

それぞれにメリット・デメリットがあるので比較をしてみましょう。

【公正証書イゴン】のメリットは、公証人が内容をチェックしてくれること、原本を150歳まで保管してくれること、そして検認（後ほど詳しく）がいらないことです。デメリットは、費用が高いことと、証人に『イゴン』の内容を知られてしまうことです。

【自筆証書イゴン】のメリットは、費用が掛からないこと、家で一人で作れる、好きな事（たとえば家族へのメッセージとか）を好きなだけ書ける（法的な効力の有無はさておき）ことです。デメリットは、すべてを自筆で書かなければいけない、『イゴン』の内容が本来の目的を果たすものに

達しているかが分からない（『イ、ゴン』のルールを守っているかどうかという問題もある）こと、自分で保管しなければならないためイザという時に発見してもらえるかどうか分からない、だから紛失や改ざんの恐れもある、そして検認が必要ということです。

【秘密証書イ、ゴン】のメリットは、ワープロで作成できる（署名は自筆が必要）&誰かに代筆してもらうことも可能のこと、証人に『イ、ゴン』の内容を秘密にしておくことができること、費用が公正証書イ、ゴンよりも安いことです。デメリットは、『イ、ゴン』の内容が本来の目的に達しているかが分からぬこと、保管は自分でしなければならないため紛失の恐れがある（原本は公証役場で保管されていない）こと、検認が必要なことです。

【自筆証書イ、ゴン書 保管制度】のメリットは、法務局に原本のデータが保管されていること、『イ、ゴン』者の死亡時に相続人の内の1名か遺言執

行者に通知が届くこと、検認がいらないこと、費用が3900円と安価なことです。デメリットは、法務局が『イゴン』の内容まではチェックしてくれないこと、用紙の余白など細かな決まりが結構ウルサイことです。

これらのメリットとデメリットを考え併せて、いま僕が一番使い勝手がいいのではないかと思っているのは【自筆証書イゴン書 保管制度】です。でも全文を自筆で書くというのは結構な重労働なので、あまり高齢になつてからではシンドイかも知れません。

そういう意味では【公正証書イゴン】が一番作成するのは楽のですが（公証人が公正証書を作成してくださるので）、いかんせん費用が高い（公証手数料がだいたい6～7万円）ことと、公証人が『イゴン』する人に対し専門的なことを平氣でガンガン聞いてくる点がネックだと感じています。

いづれの方式を使うにしても、専門家に相談することが必要ではないかなどいうのが僕の率直な感想です。

さて、先ほどから何度か出てきた「検認」についてです。

『イゴン』した人が亡くなつた時に発見された遺言書が、もしも封筒に入つていて封印されていたなら、それを勝手に開けてはダメです。（※5万円以下の過料が科されてしまいます）

家庭裁判所で「検認（裁判官立会いのもと開封する作業）」をしてもらつて、検認済証明書を発行してもらわないと『イゴン』を執行することはできません。

検認が必要なのは、【自筆証書イゴン】と【秘密証書イゴン】です。
【公正証書イゴン】と【自筆証書イゴン書 保管制度】で預けた『イゴ
ン』は検認が必要ありません。

あなたは、どの『イゴン』が気になりましたか？

IV 『イコン』の中身を考えよう

何を書けばいいの？

『イコン』で何ができるか、といふことも法律で細かく決まっています。もつともポピュラーなのは「財産をどう分けるか」といふことです。

ほかに『イコン』でできることは、「子の認知」「祭祀財産（墓石、仏壇、仏具など）を誰に継がせるか」「保険金受取人の指定、変更」などです。

ほぼほぼ財産のことがメインであると言つてもいいでしょう。

でも、財産のことだけじゃない

『イゴン』には「附言事項（ふげんじこう）」といって、法的な効力はないけれど書いおいてもいいよ、という内容があります。

たとえば、家族への手紙もありです。附言事項をたくさん書きたければ、自筆証書イゴンか秘密証書イゴンが向いています。なんせ誰にも見られる心配がないわけですから。

また、家業を継いでくれる長男にだけ他の兄弟よりも多くの財産を譲りたいというような場合も、そういった事情を附言事項で書いておくことによって不公平感をやわらげる効果が狙えます。

ほかには、骨はチョモランマに散骨してほしいとか、SNSのアカウ

ントをどうしてほしいか等といったことも附言事項として書いておくことができます。繰り返しになりますが、附言事項には法的な効果はないのでその通りになるかどうかは相続人の判断に委ねられます。

もしあなたがペットを飼っている場合、自分がいなくなつた後のこと
も心配になりますよね。

かわいいペットに財産を遺す、という事はできませんが、ペットの世
話をしてもう代わりにその人に財産を譲り渡す、という方法がありま
す。これを「負担付遺贈（ふたんつきいぞう）」と言い、これは『イゴ
ン』で指定することができます。

『イゴン』を書くための準備として、できるだけ想像力を働かせて、

気になる」ことを思い浮かべてみてください。

V 書く前にやつておく 「たった3つの準備」

財産の棚卸し

ともかく財産になりそうなものを普段から把握するようにしておきましょう。自動車やバイク、美術品、高価な家具、ゴルフ会員権、貴金属類、著作権なども財産です。

暗号資産、ネット銀行やネットでの株取引など、インターネット上にしかない資産などは、自分以外には存在するからないと思っておいた方がいいでしょう。資産の詳しい内容について『イゴン』に書き留めておけば、相続人は非常にスムーズに引き継ぐことができます。

気になる相手を思い浮かべる

自分の大切な人は誰だろう?これまでお世話になった人達って誰だろう?自分は誰のために財産を遺しておきたいのだろう?

じつと自分の人生を思い出してみてください。

一時の感情である人と険悪になってしまったこと。
よく考えたら、今は後悔している。

また、これまで自分を大切に想つてくれて、支えてくれていたのは誰だつただろう?

財産の棚卸とともに、人生の棚卸しも、『イ、ゴン』のための大事な準備です。

「ありがとう」と「ごめんね」を言葉にする

『イ、ゴン』はただの法的な書類ではありません。法的書類の形を借りた手紙と言えます。

肉親、信頼できる友人、大切な人へ

想いを伝える最高の道具。

それが『イ、ゴン』です。

VI 実際に『イゴン』を書いてみよう

これが一番大切かもしません。

『イゴン』をするタイミングって、いったいいつ？

僕の場合はこうでした。

【公正証書イゴン】を作成

それまで経営していたお店をたたんだ時で、
かつ次男が高校を卒業したタイミング
(生活の節目、借金を完済し財産がある程度安定したタイミング)

【自筆証書イイゴン書 保管制度】で作成

長男との関係悪化が作り直した原因

次男が家を購入するタイミング

(次男の住所が固定されれば、法務局からの通知先として安心だから)

『イイゴン』はいつ作るのが最適なのか?これは悩みどころです。

僕の場合は、生活の節目や財産がある程度読めたタイミングが契機になりました。

『イイゴン』の作成は難しいことであるのは確かなので、なかなか腰が上がらないのも無理はありません。

でも、『イゴン』は作り直すことができます。一回書いたら終わりではありません。失敗したってやり直せばいい。

気楽に、とは行きませんが、あまり重苦しく考えすぎる必要もないんです。

状況がコロコロ変わる可能性だって大いにあります。僕の場合も、公正証書イゴンの作成から10年も経たないうちに、内容を大きく変更する必要に迫られました。

でもそんな時は、以前の『イゴン』を撤回して、ただ作り直せばいいだけです。失敗しても怖くなんかありません。

『イゴン』の書き方については、ネットにいくらでも出ているので、ここでは詳しく書かないでおこうと思っています。

というのも、基本的な書き方というのはあれど、それぞれの家の事情によって文言も微妙に変化しますし、百人百様、それぞれの『イゴン』の形があるからです。

ですので、ここではタイミングについてのみ語りたいと思います。

とにかく、年齢的にはできるだけ早い方が有利です。

年を取つてしまつてからでは、自筆ですべてを書くのも、公証人と複雑なやり取りをするのも、どっちも相当負担が大きいからです。

僕のおススメは、40代、少なくとも50代までには一度作成してお
くのがいいんじゃないかな、と思います。

でも、実際は、みなさん『まだまだ早い』と思っちゃうんですね…

VII 親と『イコン』について話すには

「親が高齢です」どうすれば？

「これはじつに難しい問題です。

年がいくと、もう難しそうなことが全てメンデクサイらしいんですよ。うちの親父も「最近、説明書とかもう読めへんようになつた」ってこぼしてましたし。

だから結論、できるだけ若いうちに『イコン』に取り組んだ方がいい。

そして高齢になつてから『イコン』する「」とのもう一つの問題点は、

『イゴン』を書き終えると気持ちが切れてしまうという部分もなくはない、ということです。

「」まで読んでくださった方なら、もう、『イゴン』はけっして縁起が悪いものじゃない、って「」とをじゅうぶん分かっていただけたと思います。

ですが、人間は気持ちで命をつないでいるというところが確かにあって、『イゴン』をしてから、しばらくして「」なる、というケースは正直、見ることがあります。

ですので、親が嫌がる時には、無理に勧めないのも手でしょう。万が一なにかあつたら、悔いが残ってしまうかもしれません。

それほど『イゴン』は重労働で、精神的負担も大きいのです。

『イゴン』の作成を無理強いして負担をかけるより、財産の内容を「ちらが把握すること」に力を注いだ方が得策、なのかもしません。

何かどうしても作成しておいてほしい事情がある場合は、専門家に相談するのがいいでしょう。専門家というだけあって、いろんな事例を見てきますから、親が素直に納得してくれるような言葉をかけてくれるんじゃないかなと思います。

あとは、「この本の巻末にあるようなメッセージをメール、LINE等で送つて、この本を読んでみてもらうのもいいんじゃないでしょうか。

『イゴン』と『ゆい』と『はちがうんだよー、つてことを心の底から

分かつていただいてから、『イゴン』に取り組まれるのなら、よけいな心配もいらないかもしません。

「家庭によつては、どうしても『イゴン』を書いておいてほしい場合もあるでしょう。その時は逃げずにまっすぐ向き合つて、誠実に説明するしかありません。

『うちの子ども達に限つて、モメるはずはない』とたいていの親は思つていますが、現実はもっとドロドロです。

理詰めで話すと心を閉ざしてしまわれるかもしれないのと、子から孫、孫からさらにその孫へと未来を描くような物語の方が受け入れてもらいやすいのかなあ、と思います。

Ⅷ 『イゴン』のメンテナンスと保管

書いたら終わり、じゃない

『イゴン』は状況の変化で更新が必要になります。たとえば、財産のメドが立つた後に、相続で財産が増加したりすることもあるでしょう。

【自筆証書イゴン書 保管制度】は、もっと気軽にカジュアルに『イゴン』をしてもらえるように、との願いを込めて生まれてきた制度なのではないかと思います。

3900円で非常に効果の高い『イゴン』ができるので、これから

主流は間違いなくこちらになつていいくのだろうなと思つています。

どこに置く？ 誰に与える？

【自筆証書イゴン】、【秘密証書イゴン】、【公正証書イゴンの正本】、
【自筆証書イゴン書 保管制度の保管証】は、仏壇の引出しなど、普段
から大事なものを仕舞つてある場所で保管するのがポピュラーかと思
います。

大事に直しこみ過ぎると、誰にも発見できなくなつてしましますしね。

でも、分かりやすすぎる場所だと、偽造や変造の危険があるので、や
はり【自筆証書イゴン】はお手軽ですが、危険も大きいと言えます。【秘

【密証書イゴン】は原本が保管されていないので破棄されてしまうこと、【公正証書イゴン】か【自己証書イゴン書 保管制度】の一択になるでしょう。

保管場所についても、みんなに教えるのではなく、信頼できる人にだけ伝えるべきです。人を疑うのはイヤなものです。悪の心はどこに芽生えるかほんとに分かりませんので、用心に越したことはありません。

アップデートのタイミング

『イゴン』をアップデートするタイミングは、財産の増減、相続人の状況の変化、自分の心情の移り変わり、制度の変更などに合わせます。基本的には10年に一度ぐらいチェックをすれば良いでしょう。

家族に伝えるべき「この一言」

「遺言書あるよ」という一言は、諸刃の剣かもしません。その想いは心にそっと仕舞つておいて、準備がしつかりとできていることに安心し、心静かに日々を過ごしましょう。

もし僕が家族に伝えるなら、遺言執行者に指定した息子に一言、「頼んだよ」って小さく言うと思います。

今のところは（笑）

IX 『イゴン』は“愛の行為”です

本当の意味での「備え」とは

『イゴン』は、生命保険と同じだと思います。

何かが起こる前に準備するもの、コトが起こつてからでは遅い。

大事な人のことを想つて備えるという点も似ています。

これから時代、ますます『イゴン』は重要性を増していくでしょう。

『イゴン』は家族やパートナー、大切な人を想つて贈るプレゼントです。大切な人のことを考えながら取り組めば、きっと想いが伝わる素敵

なものができ上がると思います。

もしあなたが、このさき誰かと『イゴン』について語り合う「」とがかつたとしたら、死を語るのではなく、生き方を描くことができるようになっているのではないでしょか。

ありがとうの代わりに、イゴンじょっ

X 卷末付録 【家族にシェアするテンプレ集】

(LINEやメールで使えます)

【こんな人向け】

- ・「よし！イゴンしよう」を読んで納得したけど、自分で終わらせたくない人
- ・家族（親・兄弟・子ども）に「こういうの、大事かもよ」と自然に伝えたい人

【目的】

- ・押しつけじゃなく、やんわりと共有
- ・重くなくて、でも温度は伝わる
- ・本の存在をきっかけに「家族で話せる」空気をつくる

【たとえば「こんなテンプレ文】

① そつと手渡すように

最近読んだ本、すごくよかつた。

難しい話じやないんだけど、「誰かのために残す言葉」って、

意外と大事かもなつて思った。

よかつたら読んでみて。

→『イゴンしよつ』っていう本

② ちょっとユーモア交じりで

イゴンて聞くと重たしがりで、

「この本は全然ちがつて「誰かを想うレシピ本」みたいな感じ。将来のためにも、家族で一回話してもいいかもなーと思つた。暇なときに読んでみてー

③ 親へのメール（やさしめ）

お父さん、お母さんへ

最近、遺言つて実はもっとカジュアルに考えていいって知つて、この本を読んだんだけど、すごくあつたかくてよかつたよ。もしよかつたら、読んでみてね。

→『よし！イゴンしよつ』

④ 逆に子ども世代へ

「こういうのって、まだ先のことかもしれないけど、
「親としてちゃんと考へてるよ」って伝えたくて。
本のタイトルは『よし！イゴンしよう』っていうんだけど、
あつたかい内容だから、読んでみてね

おわりに

どうでしょう？『イ、ゴン』が怖くなくなりました？

もしも今後『イ、ゴン』のことで悩まれたときは、ぜひ行政書士に相談してみてください。

「行政書士って、いったい何する人？」

ですよね。

じつはこれ、一番多い質問です。

行政書士はいろんなお役所に書類を作つて提出することができます。

ただ、いくつか書類を出すことができないお役所があつて、裁判所は弁護士さん、法務局は司法書士さん、税務署は税理士さん、労働基準監督署は社会保険労務士さん、特許庁は弁理士さんと担当が決まっているので、これらのお役所には行政書士は書類を出せません。

こんなに覚えるのはたいへんなので、「何か法律のことで迷つたら、まずは行政書士に」と覚えておいてください。

万が一、行政書士ができないことであつても、どこに相談に行けばいいかを適切にアドバイスしてくれるはずです。

行政書士の中でも、それぞれに得意分野があります。

遺言・相続を専門にしている行政書士なら、あなたの『イゴン』のお悩みをきつと見事に解決してくれるでしょう。

どうぞ行政書士のことも怖がらずに、気軽に相談してみてくださいね。

行政書士 奥本雅史

行政書士奥本雅史事務所

<http://okumoto.tribute-mj.net>

著者略歴

1972年生まれ。奈良県出身。

三十代で花芝商店街の理事長に就任、補助金申請などの実務を通じて手続きの才能に目覚め、行政書士資格を取得、2017年に行政書士奥本雅史事務所を開所する。専門は遺言・相続。創業76年の老舗とんかつ店『銀河食堂』の店主も兼務しており名物の『奈良かつ丼』をお客さまにふるまっている。

また30年来のバイク好きが高じて、二輪ライディングアドバイザーとしても活躍中。バイク関連の著作活動にも精力的に取り組んでいる。

著書に「相続で不安を感じた時に読む本」「リーンウイズで速くなる！？」「シン・リーンウイズ」「リーンウイズ3 リーンウイズ・ブースト」「時代逆行！『コマ図で巡る』奈良ツーリングラリー」（銀河文庫）がある。

よし！イゴンしよつ

令和七年八月 発行

〈著 者〉 奥本雅史

〈発 行〉 銀河文庫

奈良県奈良市三条宮前町二番三十一号

〇七四二一三一一九八二

*本書の一部あるいは全部を無断で複写複製することは、法律で認められた場合を除き著作権の侵害となります。